

第2期
郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン
【実施計画 2020】

2020（令和2）年3月
郡山市

目次

| | | |
|----------|--|----------|
| 1 | 施策の体系 | 1 |
| 2 | 実施計画の見方 | 2 |
| 3 | 各基本目標の構成事務事業 | 3 |
| | 基本目標Ⅰ 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち | 3 |
| | 基本目標Ⅱ 子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち | 13 |
| | 基本目標Ⅲ 一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち | 16 |
| | 基本目標Ⅳ 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち | 21 |
| | 基本目標Ⅴ 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち | 22 |
| | 基本目標Ⅵ 子どもたちが安心を実感できるまち | 26 |
| | 基本目標Ⅶ 快適に子育てができるまち | 29 |
| | 横断的取組 子どもの貧困対策 | 32 |

1 施策の体系

本計画では、これからの郡山市を担う子どもたちの成長を地域社会全体で支え、未来に夢と希望を持てるまちを目指して、『子どもの想い』を第一に考えるまち『こおりやま』を基本理念に定めます。

また、基本理念に6つの基本的な視点を加え、『郡山市まちづくり基本指針』の「分野別将来構想」とバックキャストの起点となる目指すべき未来を勘案し、7つの基本目標を掲げます。

あわせて、近年、問題になっている「子どもの貧困」に対応すべく、「子どもの貧困対策」を、各基本目標を横断した取組みとして位置づけます。

<基本理念> 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

<基本的な視点>

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する視点
- (2) 社会全体で子育てを支援する視点
- (3) 切れ目なく子育てを支援する視点
- (4) SDGsの視点
- (5) セーフコミュニティの視点
- (6) 本市独自の視点（郡山市子ども条例、連携中枢都市圏）

<基本目標Ⅰ>
人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

- (1) 子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 子どもや妊産婦の健康の確保
- (5) 思春期の保健対策
- (6) 児童虐待の防止
- (7) 災害時における安全で安心な保育の確保

<基本目標Ⅱ>
子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち

- (1) 放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供
- (2) 子どもたちが様々な体験をし交流できる機会の充実
- (3) 子どもたちが健全に成長できる環境づくり

<基本目標Ⅲ>
一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち

- (1) 時代のニーズに応じた教育の推進と教員の指導力向上
- (2) 学校へのニーズに応じたサポート体制の充実
- (3) 学校施設の改修等による児童生徒の安全確保
- (4) 子どもたちの心と体の健全な成長

<基本目標Ⅳ>
子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

- (1) 家庭や子どもたちと地域住民との交流の促進
- (2) 子どもたちの読書環境の整備

<基本目標Ⅴ>
誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

- (1) 障がい児等施策の充実
- (2) 正しい知識の普及と医療体制の充実
- (3) 食育の推進

<基本目標Ⅵ>
子どもたちが安心を実感できるまち

- (1) セーフコミュニティの推進
- (2) 子どもが安全に暮らせる環境づくり
- (3) 災害を想定した体制づくり

<基本目標Ⅶ>
快適に子育てができるまち

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 都市環境・居住環境の整備等

横断的取組
子どもの貧困対策

2 実施計画の見方

基本目標 I 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

対応するSDGs目標



施策の方向（1）子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実

各事業が関連づけられる基本目標と施策の方向です。
また、基本目標が関係する「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴールを掲載しています。

事務事業の種類

対象事業・・・「郡山市まちづくり基本指針」に紐づけられている子ども・子育てに関連する事業

対象取組・・・上記以外で前期プランに紐づけられていた事業

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----|------|-----|
| | | | | | | |

各分野に該当する事業かどうかを表しています。
該当する場合「○」が表示されています。

SC …「セーフコミュニティ」に関連する事業
連携・・・「こおりやま広域連携中枢都市圏」において連携する事業
貧困・・・「子どもの貧困対策」に該当する事業

SDGs におけるゴールとターゲットを掲載しています。
「対象取組」においても同じです。

例) 1.3 ⇒ SDGs におけるゴール1、ターゲット3

3 各基本目標にかかる構成事務事業等

基本目標 I 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

| | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 対応するSDGs目標 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

施策の方向（1）子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | | 医療的ケア児保育支援事業 | 保育所等に看護師等を配置し、保育の認定を受けた医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障がい児等、日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児）の保育を行います。 | こども部 こども育成課 |
| 3.2 | | ○ | | 保育所ICT化推進事業 | 保育業務のICT化により、保育士の負担を軽減するとともに、より安全な保育環境を整備する。また、保護者の利便性の向上を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | ○ | 幼稚園・保育所等保育料無料化・軽減等事業 | 少子化対策や育児条件の改善につなげるため、国の「幼児教育・保育の無償化」制度の実施に加え、第1子児童に係る保育料の無料化・軽減等を実施します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | ○ | | | 一時預かり事業 | 急な用事や短期就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を充実します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | ○ | | | 病児・病後児保育事業 | 就労環境の整備と保護者負担の軽減を図るため、病気で保育所等に通所できない小学校6年生までの児童の一時預りを実施します。 | こども部 こども育成課 |
| 8.5 | ○ | | | 保育士・保育所支援センター事業 | 保育士を安定的に確保するため、潜在保育士の掘り起こしや就労相談、再就職支援研修会を実施します。 | こども部 こども育成課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------------|----|----|----|--------------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 延長保育事業 | 就労形態の多様化により、保育標準時間認定（11 時間）又は保育短時間認定（8 時間）を超える就労に対応する延長保育サービスを実施します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | ○ | 多子世帯保育料軽減事業 （認可外保育施設） | 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18 歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降を対象に、認可外保育施設の保育料の一部を助成します。 | こども部 こども育成課 |
| 3.2 3.4 4.2 4.5 | | | | 幼稚園・保育所等児童 カウンセリング事業 | 臨床心理士が助言と指導を行なうことによって、発達障がい児等の保護者や保育士の悩みや不安の解消を図り、児童の健やかな発達を促します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 新規参入事業者巡回 支援事業 | 認可保育所等を新たに設置した事業者を巡回し、運営等に対する支援を行います。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | ○ | | 私立保育園運営費補助 事業 | 認可外保育施設に入所している乳幼児の良好な保育環境を確保するため、特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対して助成を行います。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | ○ | | 特定教育・保育施設等 補助事業 | 認定こども園、保育所等の研修費等の一部を補助することにより、安定した保育所の運営を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 認可外保育施設支援 事業 | 認可外保育施設入所児童の保育環境充実のため、絵本を贈呈します。 事業所内保育施設を対象に、児童の運動機能強化を図るため、屋内遊具等を配付します。 | こども部 こども育成課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------|--|----------------|
| 4.2 | | | | 保育所定員の弾力的 運用 | 保育所待機児童解消策のひとつとして、規模や職員配置、保育内容等に関する「児童福祉施設最低基準」を遵守したうえで、定員以上の児童の受け入れを行います。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 保育士研修等事業 | 質の高い保育士の確保のため、保育所等で就労していない潜在保育士の再就職を支援する研修会を開催します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 保育所改修事業 | 保育環境向上を図るため、年次計画により保育所の修繕や改修を行います。 | こども部 こども育成課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------|--|----------------|
| 4.2 | | | | 認可外保育施設への立入調査 | 認可外保育施設は、認可保育所を補完し市民の保育ニーズに応える重要な役割を持つことから、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、施設の立入調査をとおして、必要な指導・助言を行い、安心・安全な保育環境の向上を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | ○ | 乳児保育事業 | 保護者の産後休暇・育児休暇からの職場復帰を支援するため、0歳児を対象とした乳児保育を行います。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 私立保育園職員研修費補助事業 | 郡山市私立保育園連絡協議会が自主的に企画・運営する研修会の開催に要した経費を助成します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | ○ | 認可保育所保育料軽減事業 | 認可保育所入所児童が3歳未満で、その世帯において18歳未満の第3子以降の場合に保育料を減額します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 保育コンシェルジュ | 専門の研修を受けた「保育コンシェルジュ」が、保育資源・保育サービスの情報提供や育児相談を受けるとともに、利用者と施設のマッチングを行うほか、入所待機中の保護者へ状況確認や相談に応じるなど、子育て家庭の施設利用に対する支援を行います。 | こども部 こども育成課 |

施策の方向（2）地域における子育て支援の充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | | 子育て環境整備促進事業 | <p>【ウェルカム赤ちゃん事業】</p> 子育て世帯を支援するとともに、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、新生児に記念品を贈ります。 | こども部 こども未来課 |
| | | | | | <p>【赤ちゃんニコニコステーション事業】</p> 授乳やおむつ替えができる施設・キッズスペースがある施設の情報提供を行い、外出しやすい環境づくりに努めます。 | |
| 4.2 | | | | こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業 | 「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、様々な事業を実施し、総合的な子育て支援を図ります。 | こども部 こども支援課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------|----|----|----|-----------------|--|---------------------|
| 17.17 | ○ | | | ファミリーサポートセンター事業 | 地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | ○ | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 4.2 | | | | 保育所地域ふれあい事業 | 地域住民との交流や地域文化の伝承活動等とおして地域に開かれた保育所運営を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 幼保小連携推進事業 | 幼児の生活や発達の連続性を踏まえ、就学前後の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・保育園・認定こども園・小学校の連携強化を推進します。 | 学校教育部 総合教育支援センター |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------|----|----|----|----------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | | 地域子育て支援センター事業 | 地域子育て支援センターにおいて子育てに関する相談を受けることにより、子育ての不安感の軽減や、親子のふれあいや情報交換を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 4.2 | | | | 移動サロンの実施 | 地域子育て支援センターで実施している*移動サロンを市内の公共施設において開設し、親子の交流の場を提供します。 *子育て中の親子の交流の場 | こども部 こども支援課 |
| 17.17 | | | | 郡山女子大学との連携による子育て支援 | 郡山女子大学と協定を結び、協働による郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」の事業運営を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 17.17 | | | | 子育てNPOとの協働による子育て支援 | きめ細やかな子育て支援事業を実施するため、子育て支援に積極的なNPOの特性や専門性を有効活用します。 | こども部 こども支援課 |
| 17.17 | | | | 子育てボランティアの活用による子育て支援 | 地域での子育て支援の活性化を促進するため、郡山市こども総合支援センター「ニコニコこども館」を中心とした子育て支援センター事業において子育てボランティアを活用する。 | こども部 こども支援課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|---------------------|--|------------------------------------|
| 17.17 | | | | 子育てサークル代表者会議の開催 | 各地域において子どもや子育てに関する様々な活動を行っている子育てサークルの代表者が会議において活動報告や情報交換等を行い、子育ての知識・技術を高めます。 | こども部 こども支援課 |
| 17.17 | | | | 郡山市市民公益活動総合補償保険制度事業 | 「市民が主役の協働のまちづくり」を一層推進するため、市民が積極的にボランティア等公益活動に参加できるよう、市民公益活動総合補償保険制度「郡山市まちづくり活動保険」を運営します。 | 市民部 市民・NPO 活動推進課 |
| 1.3 | | | ○ | 児童手当 | 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了前までの児童を養育している家庭に手当を支給します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.4 | | | ○ | 出産育児一時金 | 国民健康保険被保険者が出産したとき、出産児1人につき420,000円支給します。 | 市民部 国民健康保険課 |
| 4.2 | | | | 子育て応援パスポート事業 | 企業と行政が協力して子育てしやすい環境を整備することにより、子育て世帯を社会全体で支える気運を盛り上げます。 | こども部 こども支援課 |
| 3.4 4.2 | | | | 子育て支援サイトによる情報提供 | 保育所・幼稚園の入所・入園をはじめ、母子保健や医療、教育等子育てに関する様々な情報を子育て支援サイトへ掲載し、市民に広く提供します。 | こども部 こども未来課 こども支援課 こども育成課 |
| 17.17 | | ○ | | ひとまちづくり活動応援事業補助金 | 本市のまちづくりを支える「市民力」や「地域力」を高め、協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体が主体的に取り組む地域づくり活動等の支援を行います。 | 市民部 市民・NPO 活動推進課 |
| 17.17 | ○ | ○ | | 市民活動サポートセンター | 市民公益活動を応援するため、団体の設立・運営・会計相談、助成金の情報提供や申請のサポートなどを行います。 | 市民部 市民・NPO 活動推進課 |
| 1.3 2.1 | | | ○ | 子ども食堂支援事業 | 子ども食堂、支援企業・団体及び市が連携し、子ども食堂の運営を支援します。 | こども部 こども未来課 |

施策の方向（3）ひとり親家庭への支援の充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------|---|----------------|
| 8.8 | | | ○ | 母子自立支援事業 | 母子家庭等の母親等の自立を促進するため、就業相談やハローワークと連携した就業活動支援を行うとともに、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため給付金を支給します。また、母子家庭等の生活を支える様々な支援の強化を図ります。 | こども部 こども支援課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------------|--|----------------|
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅母子世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の毎月の空家募集において、一部を母子世帯の優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |
| 1.2 | | | ○ | 養育費についての啓発 | 母子家庭の母等から経済的・社会的自立を図るための相談に応じる際、養育費の取り決めや確保について助言を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 8.8 | | | ○ | 母子・父子福祉センター事業 | 母子家庭等に対して様々な相談に応じるほか、生業指導や技能習得の助言を行う等、母子家庭等に対する総合的な支援を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 1.2 | | | ○ | ひとり親家庭医療費助成事業 | 18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と健康福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。 | こども部 こども支援課 |
| 1.2 | | | ○ | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子または低利子で各種資金（修学、就学支度、修業等）の貸付を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 1.2 | | | ○ | 児童扶養手当 | ひとり親家庭の保護者や、親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給します。 | こども部 こども支援課 |

施策の方向（４）子どもや妊産婦の健康の確保

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|----------------------|--|----------------|
| 4.1 4.2 | | | | 郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業 | 子どもの明るく健やかな成長を促す環境整備を図るため、子どもの生活・運動・食事に関するアンケートを実施するとともに、子どもや保護者等に対して、メンタルヘルスケアに関する相談会や、子どもの遊びと運動に関する実技講習会等を開催します。 | こども部 こども未来課 |
| 3.2 | | | ○ | こども医療助成事業 | 子どもの健康増進と保護者の負担軽減を図るため、出生から18歳までの医療費を助成します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | ○ | 養育支援訪問事業 | 出産後6か月以内の家庭における母親の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 3.3 | | | | 幼児歯科保健事業 | 1歳6か月児健診や3歳児健診において、虫歯有病者率が高い現状にあるため、幼児期の虫歯予防に向けた各種事業を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 3.3 | | | | 幼児肥満予防対策事業 | 東日本大震災による原発事故に伴い肥満傾向にある幼児が増加していることから、幼児期の肥満を予防するため、健診等の機会を通じて正しい食習慣についての知識の普及啓発を図るとともに栄養分析ソフトを活用した栄養指導を継続的に実施します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | | 母子保健推進活動事業 | 安心して子どもを生み、育てることができる環境をつくるため、育児不安を軽減するための教室の開催や相談事業、訪問指導、子育て支援アプリ事業等を実施します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.1 | | | | 妊産婦健康診査事業 | 妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取り組める環境を整備します。また新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。 | こども部 こども支援課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|----|----|----|-----------------|--|--|
| 3.2 | | | | 産後ケア事業 | 妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業(ショートステイ・デイケア)を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | | 就学前集団施設フッ化物洗口事業 | 保育所、幼稚園、認可外保育施設等において、虫歯予防効果の高い集団でのフッ化物洗口を実施することにより、子どもの虫歯予防を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | | 保育元気アップ支援事業 | 市内の未就学児を放射線の低い地域に連れて行き、自然と触れ合う体験活動を通し、自然に親しむとともに、思い切り体を動かして遊ぶことで、体力の維持増進を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 1.3 10.2 | | ○ | | 内部被ばく検査事業 | 原発事故に伴う放射線の人体への健康影響を測定し、市民の長期的な健康管理を図るため、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を実施します。 | 保健福祉部 保健所 放射線健康管理課 |
| 3.9 | | | | 個人積算線量測定事業 | 中学生以下の子どものうち希望者に対し個人積算線量計を貸し出し、積算線量を確認することにより、子どもの健康管理に努めるとともに、保護者等の不安解消を図ります。 | こども部 こども未来課 こども支援課 こども育成課 学校教育部 学校管理課 |
| 3.2 | | | | 保育所等給食放射性物質測定事業 | 放射性物質測定器を導入した認可外保育施設などを含む保育所等において、調理済み給食及び食材の放射性物質検査を実施することにより、児童の内部被ばく防止や保護者等の不安解消に努めます。 | こども部 こども育成課 |
| 3.9 | | | | 小中学校給食放射性物質測定事業 | 共同調理場及び自校給食校全てに放射線測定器を導入し、学校給食の放射性物質検査を行うことにより、児童・生徒の内部被ばく防止や保護者の不安解消に努めます。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 3.9 11.5 | | | | 長期避難者等支援事業 | 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって本市に避難された方々が、各々の故郷に帰還できる日まで、行政サービスの提供等の支援を行います。また、本市から自主避難している方々の帰還・自立支援の促進を図ります。 | 総務部 総務法務課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------------|---|----------------|
| 3.7 | | | | 不妊相談 | 不妊について、身体的・精神的・社会的に悩みを抱えている夫婦に対し、不妊の悩みが解消できるよう支援します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.7 | | | | 特定不妊治療費助成事業 | 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を行っている夫婦に医療費の一部を助成します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | | 乳幼児健康診査事業 | 乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や保健指導を行います。また、幼児に対する虫歯予防教室を開催します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.9 | | | | 小・中学校シックハウス検査 | 学校環境衛生の基準の一部改正に伴い、平成16年度から空気環境精密(シックハウス)検査を実施します。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 4.2 | | | | 子育てハンドブック等による情報提供 | 子育ての不安や悩みを解消するため子育てハンドブック等を作成し、育児方法や市の子育て支援施策、子どもの遊び場などの情報を提供します。 | こども部 こども支援課 |

施策の方向（５）思春期の保健対策

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------|---|----------------|
| 3.7 | | | | 母子健康教育事業 | 児童、生徒が生命の大切さを実感できるよう、発達段階に応じた思春期保健講座を開催します。 | こども部 こども支援課 |

施策の方向（６）児童虐待の防止

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|------------|--|----------------|
| 16.2 | | ○ | ○ | 児童虐待防止啓発事業 | 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。 | こども部 こども支援課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------------|--|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 保育所の優先入所 | 児童虐待防止や仕事と家庭の両立支援の観点から、特別な支援を必要とする家庭の児童やひとり親家庭の児童について、保育所への入所を優先します。 | こども部 こども育成課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 郡山市要保護児童対策地域協議会の運営 | 児童虐待防止のネットワークである児童相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図り、要保護児童等への適切な支援を行います。また、関係機関・団体等との連携のもと、児童虐待の未然防止から支援までの一貫した活動を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子ども家庭総合支援拠点事業 | 家庭における子どもの養育について、保護者等からの相談に応じ、助言や指導を行うほか、児童虐待等の通告があり、子どもの保護が必要と認められる場合は、児童相談所への通告・送致を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 主任児童委員、民生委員・児童委員との連携 | 主任児童委員等と連携を図りながら、地域における児童虐待発生予防から再発防止までの取組みを行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育、保護を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子育てLINE相談事業 | 子育てに悩みを抱える母親等や子ども本人からの相談に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用している「LINE」を活用した相談体制を構築し、相談者の利便性の向上を図ります。 | こども部 こども支援課 |

施策の方向（7）災害時における安全で安心な保育の確保

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|----|----|----|--------|---|----------------|
| 11.5 11.b 13.1 | | ○ | | 防災啓発事業 | 防災ハンドブックの活用や親子防災体験事業等により、防災知識の普及啓発を図るとともに、全市一斉の防災訓練を実施し、防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図ります。 | 総務部 防災危機管理課 |

基本目標Ⅱ

子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち

対応するSDGs目標



施策の方向（１）放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|---------------------------|--|----------------|
| 4.a | | | ○ | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を推進し、また、国の子ども・子育て支援新制度へ対応しながら、放課後児童クラブの運営を推進します。 | こども部 こども未来課 |
| 4.a | | | ○ | 地域子ども教室事業 | 地域の参画を得ながら、子どもたちに、勉強・スポーツ・文化活動等の場を提供し、放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます。 | こども部 こども未来課 |
| 4.2 | ○ | | | 元気な遊びのひろば 事業 | 本市の未来を担う子どもの健康増進と健やかな発達に寄与するため、屋内遊び場を運営します。 | こども部 こども支援課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|--------------------|--|----------------|
| 4.2 4.a | ○ | | | 希望ヶ丘児童センター 運営事業 | 幼児及び児童へ健全な遊びを与え、健康増進と豊かな情操の発達を促すとともに、もちつき大会やパソコン教室など年間を通して各種の行事を開催し、子ども同士、保護者及び地域住民が交流できる機会を提供します。 | こども部 こども未来課 |

施策の方向（２）子どもたちが様々な体験をし交流できる機会の充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------|----|----|----|------------|--|----------------|
| 17.17 | | | | 青少年の国内交流事業 | 青少年に様々な交流・体験学習の機会を与えるため、姉妹都市である久留米市との親善交流を実施します。 | こども部 こども未来課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------|----|----|----|------------------|--|-------------------|
| 4.1 | | ○ | | 青少年健全育成推進協議会補助事業 | 地区協議会(34地区)に対する活動費補助、健全育成推進大会の開催等を行います。 | こども部 こども未来課 |
| 4.1 | | | | こどもまつり開催事業 | 5月5日のこどもの日に、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもたちの思い出に残るイベントを開催します。 | こども部 こども未来課 |
| 4.1 | | | | 青少年団体育成事業 | 郡山市子ども会育成連絡協議会をはじめ青少年団体に対する事業活動費補助を行います。 | こども部 こども未来課 |
| 4.1 | | | | 家庭教育充実事業 | 保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。 | 教育総務部 生涯学習課 |
| 17.17 | | | | 成人のつどい開催事業 | 新成人を祝い、励ますとともに、地域社会の一員としての意識醸成を図ります。 | 教育総務部 生涯学習課 |
| 4.4 | | | | 勤労青少年ホーム事業 | 勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつながる教養講座を開催します。 | 教育総務部 勤労青少年ホーム |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|----|----|----|-------------------|--|------------------|
| 1.3 4.1 | | | ○ | 子どもの学習支援 | 「貧困の連鎖」を解消するための手段の一つとして、将来の進路選択を広げ社会的自立を促すため市内在住の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の小・中学生を対象に、苦手科目の克服や高校受験に向けた学習会を開催します。 | 保健福祉部 保健福祉総務課 |
| 17.17 | | | | 青少年の奉仕活動等体験活動推進事業 | 青少年がボランティア活動の体験を通じ、豊かな人間性や社会性を培うため、様々な活動の場を提供します。 | こども部 こども未来課 |
| 13.1 15.4 | | | | こどものもり公園自然体験事業 | 当該公園の豊かな自然を生かした自然観察会及び体験学習会を実施し、市民や子供達の自然や環境の保護に対する意識高揚を図ります。 | 都市整備部 公園緑地課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------------|---|------------------|
| 4.7 | | | | 音楽都市こおりやま二分の一人成人コンサート | 市内の小学校4年生を対象に、プロのオーケストラ演奏にふれる機会を提供し、音楽を聴く楽しさ・演奏する楽しさを身近に感じてもらうとともに、公共ホールでの鑑賞マナーを学習してもらうことにより、音楽都市こおりやまの底辺拡大を図ります。 | 文化スポーツ部 文化振興課 |

施策の方向（3）子どもたちが健全に成長できる環境づくり

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|----|----|----|-------------------|---|------------------|
| 4.1 | | ○ | | 街頭補導活動事業 | 青少年の非行防止と健全な環境づくりのため、街頭補導活動や環境浄化活動等を行います。 | こども部 こども未来課 |
| 4.1 | | ○ | | 郡山地区更生保護女性会活動支援事業 | 青少年の非行防止や犯罪の予防、犯罪者の改善更生等、健全育成を図るための活動に対して、活動費の一部を助成します。 | こども部 こども未来課 |
| 3.6 11.2 | | ○ | | 通学路等交通安全確保事業 | 「郡山市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校、地域の関係団体が合同で通学路の安全点検を行い、安全対策の継続的な強化を図ることにより、児童生徒を交通事故から守ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.7 16.2 | | ○ | | いじめ防止等啓発事業 | 「郡山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止リーフレットやいじめ防止啓発ポスター等を活用するなどして、児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進します。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 16.2 | | | | 児童生徒安全安心推進事業 | 小学校新入学生への防犯ブザーの配付や、関係機関との連携により、不審者による事件・事故の防止を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |

基本目標Ⅲ

一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち

対応するSDGs目標



施策の方向（１）時代のニーズに応じた教育の推進と教員の指導力向上

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------------------------|---|------------------|
| 4.2 | | | | 私立幼稚園教職員研修費補助事業 | 私立幼稚園の教職員研修を実施している郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対して、研修会に要する経費の一部を補助します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.1 | | | | 小中一貫プログラミング教育推進事業 | 小学校学習指導要領の改訂により、2020年度からプログラミング教育が必修化されるが、本市では、特別の教育課程の申請を行い、教科化することで、市全体として組織的・系統的な取組みを通してプログラミング教育の実践を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.1 | | | | 小中学校英語教育推進事業 | 語学指導外国人を市立学校に派遣するとともに、日本人教員の英語力の向上を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.1 | | | | 心のハーモニー学校音楽振興事業 | 市立学校、高等学校の児童生徒の音楽性の向上や豊かな感性の育成等を図るため、学校間の交流を行うとともに、音楽指導者の指導力向上を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.1 | | | | 複式学級解消事業 | 複式学級を有する小学校に補助員を配置し、学年ごとにきめ細かい学習指導の充実を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.1 | | | | 新聞活用事業 | 市立学校で新聞を活用した教育活動を実践することにより、児童生徒が高度情報化社会に主体的に適応していくために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.7 | ○ | | | 教育内容・方法の充実事業 (郷土を学ぶ体験学習事業) | 郷土の歴史や文化を学ぶ体験学習や、資料の活用を通して、郷土愛を醸成するとともに、先人の培った文化を理解し、尊重する心を育みます。 | 学校教育部 学校教育推進課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------------------|--|-------------------|
| 4.a | | | | 未来を拓く教育の情報化推進事業 | パソコンやタブレット端末等と周辺機器及びソフトウェアの整備、充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成やわかる授業の充実の充実を努めます。 | 学校教育部 教育研修センター |
| 4.1 | ○ | | | 教育研修事業 (教職員スキルアップ事業) | 新学習指導要領や今日的な課題に対応する研修講座を実施し、教科等における専門的知識を培うとともに、児童生徒理解を深め、専門職としての実践的指導力及び教職員としての資質能力を高めるための研修を行います。こおりやま広域圏内市町村の教職員や私立学校の教職員が参加できる講座もあります。学校の課題解決や教職員の資質向上のために、各学校に研修旅費、図書購入費を配当し、校内研修の一層の充実を図ります。 | 学校教育部 教育研修センター |
| 4.1 | | | | 教師塾・授業づくりサポート事業 | 教員や学校の課題に応じ、授業や学級経営等の指導力向上を図るため、指導・助言を行います。 | 学校教育部 教育研修センター |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|------------------|---|-------------------|
| 4.1 | | | | 30人程度学級編制事業 | 義務教育に関する地方の自由度拡大など教育における地方分権の推進を図るため、各学校の実態や地域の実情を踏まえつつ、30人程度学級の導入による少人数学級の拡大を図ります。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 4.1 | | | | 地域教材の制作及び教育情報の提供 | 市立学校の授業で使用するための教材として、郡山市に関する歴史、産業、文化、理科などのデータを教材化し、市立学校へWeb配信します。 | 学校教育部 教育研修センター |
| 4.1 | ○ | | | 視聴覚教材整備事業 | 視聴覚教材（ビデオ・DVD作品等）を揃え、視聴覚教材の団体貸出とこども映画会を通して学校教育、特に視聴覚教育に寄与します。 | 教育総務部 中央図書館 |

施策の方向（２）学校へのニーズに応じたサポート体制の充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|----|----|----|---------------------------|---|-------------------------|
| 4.3 | | | | 私立学校等振興事業 | 私学教育の振興・充実を図るため、運営に要する経費を助成します。（郡山ザベリオ学園、福島朝鮮初中級学校、私立高等学校、私立専修学校）また、私学教育の充実に資するため、福島県私学振興大会の運営に要する経費を助成します（隔年）。 | 総務部 総務法務課 |
| 4.2 | | ○ | | 私立幼稚園運営費補助事業 | 私立幼稚園に運営費を補助し、教育環境の向上や保護者の負担軽減を図るとともに、幼児教育の振興を図ります。 | こども部 こども育成課 |
| 2.1 12.3 | | ○ | | あんしん給食・食育推進 元気アップ事業 | 県費学校栄養職員を配置できない学校について、学校管理課に配置する市費栄養士が食物アレルギー対応・食育事業を行います。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 4.1 | | | | 小中学校の全国音楽祭 参加支援事業 | 保護者の経済的負担の軽減を図るため、市立学校児童生徒の全国音楽祭出場にかかる経費を補助します。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.1 | | | | スーパーティーチャー (教科専門員)派遣事業 | 専門的な知識や技術を持ったスーパーティーチャー（教科専門員）を教科に精通した教員のいない小中学校に派遣し、学習指導の充実を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.3 | | | ○ | 奨学資金給与事業 | 経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給与し、教育の機会均等を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.5 | | | | 小中学校特別支援教育 派遣事業 | 小中学校において支援を要する児童生徒の学校生活を支援し、学習指導体制の充実を図ります。 | 学校教育部 総合教育支援 センター |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|---------|--|----------------|
| 4.1 | | | | 学校評議員制度 | 学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、地域に根ざした学校教育の充実に図ります。 | 学校教育部 学校管理課 |

施策の方向（３）学校施設の改修等による児童生徒の安全確保

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--|----|----|----|----------------|---|----------------|
| 4.a 7.2 7.3 7.a 13.1 13.2 | | ○ | | 小中学校施設環境整備事業 | 老朽化した学校施設の改修をはじめ、近年の気候変動や社会環境の変化等に対応するための改修を計画的かつ継続的に行うことにより、児童生徒の安全を確保するとともに、教育環境の充実を図ります。 | 教育総務部 総務課 |
| 4.a 7.2 7.3 7.a 13.1 13.2 | | ○ | | 小中学校長寿命化改修事業 | 校舎の老朽化対策として、「公共施設等総合管理計画」や施設の適正な規模・配置を踏まえた長寿命化改修を行い、安全・安心な学校で快適に学ぶことができる環境づくりを進めます。なお、2020年度以降については、台風などの気候変動に対応するため、計画の前倒しや改修内容の充実を図ります。 | 教育総務部 総務課 |
| 4.1 | | | | 小中学校教育環境整備事業 | 教育環境の整備充実を図るため、老朽化備品の更新や修繕等を計画的に進めます。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 4.1 | | | | 小中学校理科教育設備整備事業 | 理科教育の振興を図るため、小中学校の理科教育設備の整備を行います。 | 学校教育部 学校管理課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------|---|----------------|
| 12.3 | | | | 小中学校給食施設・設備整備事業 | 安全・安心な学校給食を提供するため、自校給食校の施設・設備の整備を実施します。 | 学校教育部 学校管理課 |

施策の方向（４）子どもたちの心と体の健全な成長

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|---------------|---|----------------|
| 3.4 4.4 | | | | 小中学生の体力向上推進事業 | 東京電力福島第一原子力発電所事故後の児童生徒の体力・運動能力等を継続的に把握し、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりの体力向上につなげます。 | 学校教育部 学校管理課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------|--|---------------------|
| 3.4 | | ○ | | 小学校フッ化物洗口事業 | 本市における虫歯有病率等は、全国平均と比較して高い傾向にあることから、子どもたちにとって簡便で虫歯予防効果が高く、家庭の状況に左右されること無く継続が可能な集団でのフッ化物洗口事業を市内小学校で実施し、子どもたちが健康な歯を持つ社会人になることを目的とします。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 3.9 | | | | 放射線教育サポート事業 | 放射線教育を推進するため、児童生徒、教職員、保護者を対象とした放射線セミナーを関係機関と連携し、各学校の希望により実施します。 | 学校教育部 教育研修センター |
| 4.5 | | ○ | ○ | スクールカウンセラー配置事業 | いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールカウンセラーの配置については、学校規模や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。 | 学校教育部 総合教育支援センター |
| 4.2 | | | | 適応指導事業 | 子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。 | 学校教育部 総合教育支援センター |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------|--|---------------------|
| 4.5 | | ○ | | 特別支援教育相談 | LD、ADHD等、特別な教育的な支援を必要とする児童・生徒児童生徒への支援、障がいのある児童・生徒児童生徒への就学援助や学校不適応問題の未然防止や早期解決を図るため、特別支援教育相談、就学相談を行います。 | 学校教育部 総合教育支援センター |
| 4.5 | | | | 教育支援委員会 | 障がい等により、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の就学及び、その後の一貫した教育的支援に係る調査審議を通して、円滑な就学指導の充実を図ります。 | 学校教育部 総合教育支援センター |

対応するSDGs目標



施策の方向（１）家庭や子どもたちと地域住民との交流の促進

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|----|----|----|---------------------|---|------------------|
| 4.1 | | | | 地域を生かした教育環境パワーアップ事業 | 学校内の教育活動はもとより、土曜日等の休日や長期休業日の学校外における諸活動に、地域や民間の方々より積極的に支援・協力を得ることにより、子どもたちの学びの環境の充実を図るとともに、学校と地域の互惠関係を生み出し、地域の教育力の向上や地域の方の生きがいづくり、地域コミュニティの充実等を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |
| 4.2 17.17 | ○ | | ○ | 地域のびのび子育て支援事業 | 少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、子育てサポーターの養成を行います。また、中央公民館託児室をはじめ、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。 | 教育総務部 中央公民館 |

施策の方向（２）子どもたちの読書環境の整備

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-------------|--|----------------|
| 4.1 | | | | 小中学校司書支援事業 | 子どもの読書環境向上のため、小中学校PTAが雇用する学校司書に要する経費の一部を補助します。また、学校司書の資質向上を図るため、研修会を開催します。 | 学校教育部 学校管理課 |
| 4.1 | ○ | | | 子ども読書活動推進事業 | 子どもの健やかな成長を図るため、年齢別おはなし会や「おすすめする本」の作成等を実施します。 | 教育総務部 中央図書館 |

基本目標V 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

対応するSDGs目標



施策の方向（１）障がい児等施策の充実

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|----|----|----|------------------|---|-----------------|
| 1.3 10.2 | | | ○ | 児童発達支援利用者負担無料化事業 | 第1子が児童発達支援を利用している世帯の保護者を対象として、育児環境の改善を図るため、利用者負担額を補助します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 1.3 10.2 | | | ○ | 難聴児補聴器購入費等助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を図ることができるよう、補聴器購入等費用の一部を助成します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 1.3 10.2 | | | | ふれあいピック大会開催事業 | 障がい者（児）の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック（合同運動会）を開催します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|--------|--|-----------------|
| 4.2 | | | | 障がい児保育 | 集団保育が可能な軽・中程度の障がいを持つ児童の保育所への受け入れを行います。 | こども部 こども育成課 |
| 10.2 | | | | 居宅介護事業 | 身体に障がいがある児童又は知的障がいがある児童が日常生活を営む上で支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護、外出等の支援を行います。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.2 | | | | 短期入所事業 | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難になった障がい児を施設に入所させ、必要な保護を行います。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|------------|--|-----------------|
| 4.2 | | | | 障がい児通所支援事業 | 未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、育成を助長します。さらに、学校通学中の障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。また、保育所等を利用中あるいは利用予定の障がい児に訪問支援を実施し、保育所等の安定した利用を促進します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.3 | | | ○ | 特別児童扶養手当 | 身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方に対して手当を支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.3 | | | ○ | 特別児童介護手当 | 身体又は知的に重度の障害を有する児童を養育している方に対し、手当を支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.3 | | | ○ | 障害児福祉手当 | 常時介護を必要とする20歳未満の重度の心身障がい者に対し手当を支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.2 | | | | 障がい者相談支援事業 | 在宅の障がい児やその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援・相談及び情報提供等を総合的に行います。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |

施策の方向（2）子どもの健康被害の予防

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------|----|----|----|------------------|--|---------------------|
| 1.3 3.5 10.2 | | ○ | | 子どもの薬物乱用防止教室実施事業 | 薬物乱用の低年齢化を防止するため、薬物に対する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を行います。 ※対象薬物は、覚せい剤・危険ドラッグ、酒・たばこ、医薬品等を含みます。 | 保健福祉部 保健所 総務課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------------------|----|----|----|--------------|--|-----------------------|
| 1.3 3.3 3.8 3.b 10.2 | | | | 任意予防接種事業 | 感染症の発生及びまん延を予防するため、こどものロタウイルス、おたふくかぜ、成人の風しんなどの任意予防接種について市独自に接種費用の一部助成を継続的に行います。また、造血幹細胞移植その他の理由により既に予防接種によって得ていた免疫を消失したことに伴い、任意で再度、当該予防接種に相当する予防接種を受ける市民に対して、当該予防接種に要する費用を助成します。 | 保健福祉部 保健所 地域保健課 |
| 1.3 3.3 10.2 | | | | 特定感染症検査等対策事業 | 性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やH I V・梅毒抗体検査、健康相談の実施や肝炎ウイルス検査により、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施します。 | 保健福祉部 保健所 地域保健課 |
| 1.3 10.2 17.17 | ○ | | | 救急医療体制確保事業 | 救急医療体制を維持するため、二次救急医療を担う救急告示病院等の運営経費の助成を行うとともに、休日・夜間急病センターを運営します。 | 保健福祉部 保健所 総務課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------|---|----------------|
| 3.8 | | | ○ | 小児慢性特定疾病医療費補助 | 小児慢性特定疾病治療及び特定不妊治療の実施に伴う経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。また、手帳を交付することにより、各関係者が小児慢性特定疾病児の症状を正しく理解し、適切な対応を行い、福祉の増進を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 3.8 | | | ○ | 未熟児養育医療・育成医療費補助 | 未熟児養育医療及び育成医療の実施に伴う経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。 | こども部 こども支援課 |

施策の方向（３）食育の推進

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--|----|----|----|--------------|---|-----------------------|
| 2.3 | ○ | | | 農業体験食育普及事業 | 市民が「食」に関心を持ち農業への理解を深めてもらうために、農業実習と農業体験を実施します。また、農作物の生産から加工までの体験学習や福祉施設等での農作業支援に取り組みます。 | 農林部 園芸畜産振興課 |
| 2.3 | | ○ | | 鯉6次産業化プロジェクト | 全国市町村別第1位の生産量を誇る郡山市の鯉を地元特産品として定着させると共に、新たな食文化の創造と地域の活性化を目指します。 | 農林部 園芸畜産振興課 |
| 1.3 2.1 2.2 3.4 10.2 12.3 | | | | 食育推進事業 | 市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、市民へ食育の周知啓発を図るとともに、関係団体等と連携し食育を推進します。 | 保健福祉部 保健所 地域保健課 |
| 1.3 3.8 10.2 | | | | 特定歯科保健事業 | 地区診断に基づきこれまで重点地区（日和田町・西田町）への歯科保健事業（小中学校巡回歯科指導・幼稚園児歯科指導・歯科に関する子育て相談）を実施し成果が得られたことから、逢瀬町等を加え、地域を拡大して事業を継続し、市全体の歯科保健の改善を目指します。 | 保健福祉部 保健所 地域保健課 |

基本目標Ⅵ 子どもたちが安心を実感できるまち

対応するSDGs目標



施策の方向（１）セーフコミュニティの推進

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--|----|----|----|----------------|--|-----------------------|
| 3.6 11.2 | ○ | ○ | | 交通安全活動事業 | 交通事故をなくすため、セーフコミュニティ活動を推進しながら、交通安全教室、市民大会等を実施するとともに、交通安全活動団体の活動を支援します。また、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、高齢運転者が原因となる交通事故の防止を図ります。 | 市民部 セーフ コミュニティ課 |
| 16.1 16.2 17.17 | ○ | ○ | | 郡山市防犯まちづくり推進事業 | 情報の交換や団体間の連携を図ること、防犯・暴排団体の活動を支援すること等、セーフコミュニティの理念に基づき、市、市民、事業者等が協働して、安全・安心なまちづくりを進めます。 | 市民部 セーフ コミュニティ課 |
| 3.4 3.6 5.2 11.3 16.1 16.2 17.17 | ○ | ○ | | セーフコミュニティ推進事業 | セーフコミュニティを中心的概念とした協働による安全で安心なまちづくりを推進します。また、庁内の推進体制の充実を図り、全庁横断的なセーフコミュニティ活動を推進します。さらに、各地区、地域でのセーフコミュニティ活動の体制を構築し、全市的な取組みを行います。 | 市民部 セーフ コミュニティ課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | | 「事故予防モデルルーム」における自宅での安全確保の啓発 | ニコニコ子ども館に「事故予防モデルルーム」を設置し、家庭で発生しやすい事故とその予防方法について周知・啓発します。 | 子ども部 子ども支援課 |

施策の方向（２）子どもが安全に暮らせる環境づくり

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------------|----|----|----|----------------------|--|-----------------------|
| 11.2 | | ○ | | 交通安全施設整備事業 | 市民が安心して暮らせる生活環境の実現のため、交通安全施設（カーブミラー等）の整備を実施します。 | 建設交通部 道路維持課 |
| 3.6 11.2 11.7 16.1 | | ○ | | 防犯灯設置事業 | 夜間における犯罪や交通事故を防止し、安全・安心なまちづくりを進めるため、市道等への防犯灯の設置を進めるとともに、計画的に防犯灯の光源をLED灯へ変更します。 | 市民部 セーフ コミュニティ課 |
| 11.2 | | ○ | | 通学路安全対策事業 (道路建設課) | 登下校中の児童を巻き込む、悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。 | 建設交通部 道路建設課 |
| 11.2 | | ○ | | 通学路安全対策事業 | 登下校中の児童を巻き込む、悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、対策工事等により通学路における安全対策の継続的な強化を図ります。 | 建設交通部 道路維持課 |
| 11.5 11.b 13.1 | | | | 浸水対策推進事業 | 浸水被害の軽減を図り、安全・安心に生活できるまちづくりを目指し、総合的な浸水対策の推進を図ります。 | 建設交通部 河川課 |
| 11.5 11.b 13.1 | | | | 準用河川改修事業 | 治水安全度を高めるとともに、環境に配慮した河川整備を推進するため、準用河川の改修を実施します。 | 建設交通部 河川課 |
| 11.5 11.b 13.1 | | | | 普通河川改修事業 | 川幅狭小区間を解消し、河川の氾濫防止に努めるため普通河川の改修を実施します。 | 建設交通部 河川課 |
| 11.5 11.b 13.1 | | | | 避難案内看板設置事業 | 水害や土砂災害時の迅速な避難誘導のため避難案内看板の設置を進めます。 | 建設交通部 河川課 |

施策の方向（３）災害を想定した体制づくり



【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|----|----|----|----------|---|----------------|
| 11.5 11.b 13.1 | | ○ | | 地域防災充実事業 | 災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災会議を開催するとともに、防災計画の見直しや各種防災啓発事業を行います。 | 総務部 防災危機管理課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----------------------|----|----|----|-------------|--|----------------|
| 11.5 11.b 13.1 | | | | 防災情報発信事業 | 災害による被害の未然防止・拡大防止を図るため、多様なメディアを活用し、災害時の情報を市民や関係機関へ迅速に提供する情報発信体制を整備します。 | 総務部 防災危機管理課 |
| 11.5 11.6 13.1 | ○ | | | 災害時用備蓄品整備事業 | 災害時の応急対策と市民の安全確保を図るため、行政センターや公共施設等に、備蓄用食糧など避難所用応急物資の備蓄を行います。また、家庭における備蓄品準備の啓発を行うとともに、災害時応援協定の締結により生活必需物資等の確保に努めます。 | 総務部 防災危機管理課 |

基本目標Ⅶ 快適に子育てができるまち

| | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対応するSDGs目標 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| |  |  | | | | | | |

施策の方向（１）男女共同参画の推進

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------------------------------|----|----|----|-------------|--|----------------|
| 5.1 5.4 8.5 | | | | 育パパサポート奨励事業 | 男性従業員の育児休業を奨励するため、国が企業へ助成した場合、従業員に対して奨励金を支給します。 | 政策開発部 雇用政策課 |
| 5.1 5.5 5.b 5.c | ○ | | | 女性活躍推進事業 | あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現に向けた取組みを行います。 | 市民部 男女共同参画課 |
| 5.1 10.2 10.3 11.7 16.b | ○ | ○ | | 人権啓発活動推進事業 | お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。 | 市民部 男女共同参画課 |
| 5.1 5.4 5.5 5.c | | | | 男女共同参画推進事業 | 市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。 | 市民部 男女共同参画課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------------------|----|----|----|--------------------|--|----------------|
| 5.1 5.4 5.5 5.c | | | | 人権・男女共同参画に関する事業の実施 | 男女共同参画センター（さんかくプラザ）において実施する講座等の事業を通じて、家庭や職場等における人権尊重や男女共同参画を推進します。 | 市民部 男女共同参画課 |
| 4.2 | | | | 学生ボランティア等の受け入れ | 高校生ボランティアや小中学校の課外授業等を積極的に受け入れ、子どもたちの保育に対する関心や乳幼児への正しい理解を深める機会を確保します。 | こども部 こども育成課 |

施策の方向（２）都市環境・居住環境の整備等

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-----------------------|----|----|----|----------------|---|------------------------|
| 11.5 11.b | | | | 水辺空間整備事業 | 河川環境に配慮した、水辺空間を創出するため、河川愛護団体や町内会等の地域住民と一体となり環境整備を行います。 | 建設交通部 河川課 |
| 11.2 11.7 17.17 | ○ | ○ | | ユニバーサルデザイン推進事業 | UD社会の実現のため「第二次こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働でユニバーサルデザインの推進を図ります。 | 市民部 市民・NPO 活動推進課 |
| 11.2 11.5 | | | | 水路側溝整備事業 | 市民の快適な生活を実現するため、水路・側溝の整備を実施します。 | 建設交通部 道路維持課 |
| 11.7 11.b | | | | 公園改修事業 | 老朽化した公園の施設について、「遊具の安全に関する規準」に基づく改修・更新を行い、遊具の安全確保及び公園の快適性の向上を図ります。また、公園施設長寿命化計画の策定を行い、公園施設の計画的な改修・更新に係るライフサイクルコストの縮減や平準化を図ります。 | 都市整備部 公園緑地課 |
| 11.7 11.b | | | | 公園整備事業 | 地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を図ります。 | 都市整備部 公園緑地課 |
| 6.2 11.7 | | | | 公園トイレ整備事業 | 老朽化したトイレのユニバーサルデザイン化を進め、施設利用者の利便性の向上を図ります。 | 都市整備部 公園緑地課 |
| 3.9 | | | | 公衆便所改修事業 | 公衆便所を清潔で快適に利用できるよう、老朽化した施設の建替えや改修を行います。 | 生活環境部 3R推進課 |


【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------------|---|----------------|
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅多子世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の毎月の空家募集において、3LDK程度の広い部屋の一部を多子世帯向けとして、優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅若年子育て世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の空家募集において、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、一部を若年子育て世帯の優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|--------------|--|-----------------------|
| 1.3 | | ○ | | 市営住宅入居者からの相談 | 市営住宅の居住環境の安全・安心を確保するため、入居者から寄せられる様々な相談に対応します。 | 建設交通部 住宅政策課 |
| 3.9 | | | | 住居の衛生確保対策の推進 | 快適な居住環境を確保するため、市民からの居住環境の改善に関する相談や衛生害虫等の防除に関する相談、調査指導、リーフレット等による啓発、市民や建築関係者等を対象とした講習会を開催します。 | 保健福祉部 保健所 生活衛生課 |

横断的取組 子どもの貧困対策

| | |
|------------|--|
| 対応するSDGs目標 |         |
|------------|--|

7つの基本目標に関連づけられた事業のうち、子どもの貧困対策に該当する事業を、重点施策別に分類を分けました。

重点施策（1）教育の支援

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------|---|------------------|
| 4.3 | | | ○ | 奨学資金給与事業 | 経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給与し、教育の機会均等を図ります。 | 学校教育部 学校教育推進課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|----------|--|------------------|
| 1.3 4.1 | | | ○ | 子どもの学習支援 | 「貧困の連鎖」を解消するための手段の一つとして、将来の進路選択を広げ社会的自立を促すため市内在住の生活保護受給世帯又は生活困窮世帯の小・中学生を対象に、苦手科目の克服や高校受験に向けた学習会を開催します。 | 保健福祉部 保健福祉総務課 |

重点施策（2）生活の支援

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|-----------------|--|----------------|
| 3.2 | | | ○ | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門のコーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。 | こども部 こども支援課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|--------------|----|----|----|----------------|--|---------------------|
| 8.8 | | | ○ | 母子自立支援事業 | 母子家庭等の母親等の自立を促進するため、就業相談やハローワークと連携した就業活動支援を行うとともに、求職活動の促進及び就業に必要な知識、技能習得を容易にするため給付金を支給します。また、母子家庭等の生活を支える様々な支援の強化を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 3.2 | | | ○ | 養育支援訪問事業 | 出産後6か月以内の家庭における母親の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 児童虐待防止啓発事業 | 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。 | こども部 こども支援課 |
| 4.5 | | ○ | ○ | スクールカウンセラー配置事業 | いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールカウンセラーの配置については、学校規模や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。 | 学校教育部 総合教育支援センター |
| 4.2 17.17 | ○ | | ○ | 地域のびのび子育て支援事業 | 少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、子育てサポーターの養成を行います。また、中央公民館託児室をはじめ、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。 | 教育総務部 中央公民館 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------------|----|----|----|-------------------|--------------------------------------|----------------|
| 1.3 2.1 | | | ○ | 子ども食堂支援事業 | 子ども食堂、支援企業・団体及び市が連携し、子ども食堂の運営を支援します。 | こども部 こども未来課 |
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅母子世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の毎月の空家募集において、一部を母子世帯の優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------------|--|----------------|
| 8.8 | | | ○ | 母子・父子福祉センター事業 | 母子家庭等に対して様々な相談に応じるほか、生業指導や技能習得の助言を行う等、母子家庭等に対する総合的な支援を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 4.2 | | | ○ | 保育所の優先入所 | 児童虐待防止や仕事と家庭の両立支援の観点から、特別な支援を必要とする家庭の児童やひとり親家庭の児童について、保育所への入所を優先します。 | こども部 こども育成課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 郡山市要保護児童対策地域協議会の運営 | 児童虐待防止のネットワークである児童相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図り、要保護児童等への適切な支援を行います。また、関係機関・団体等との連携のもと、児童虐待の未然防止から支援までの一貫した活動を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子ども家庭総合支援拠点事業 | 家庭における子どもの養育について、保護者等からの相談に応じ、助言や指導を行うほか、児童虐待等の通告があり、子どもの保護が必要と認められる場合は、児童相談所への通告・送致を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 主任児童委員、民生委員・児童委員との連携 | 主任児童委員等と連携を図りながら、地域における児童虐待発生予防から再発防止までの取組みを行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育、保護を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 16.2 | | ○ | ○ | 子育てLINE相談事業 | 子育てに悩みを抱える母親等や子ども本人からの相談に対して、コミュニケーションツールとして多くの市民が利用している「LINE」を活用した相談体制を構築し、相談者の利便性の向上を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅多子世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の毎月の空家募集において、3LDK程度の広い部屋の一部を多子世帯向けとして、優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |
| 1.3 | | | ○ | 市営住宅若年子育て世帯向け優先募集の実施 | 市営住宅の空家募集において、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、一部を若年子育て世帯の優先枠で募集します。 | 建設交通部 住宅政策課 |

重点施策（３）保護者の就労の支援

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|---------------------------|--|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 延長保育事業 | 就労形態の多様化により、保育標準時間認定（11 時間）又は保育短時間認定（8 時間）を超える就労に対応する延長保育サービスを実施します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.a | | | ○ | 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） | 放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を推進し、また、国の子ども・子育て支援新制度へ対応しながら、放課後児童クラブの運営を推進します。 | こども部 こども未来課 |
| 4.a | | | ○ | 地域子ども教室事業 | 地域の参画を得ながら、子どもたちに、勉強・スポーツ・文化活動等の場を提供し、放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます。 | こども部 こども未来課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|--------|--|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 乳児保育事業 | 保護者の産後休暇・育児休暇からの職場復帰を支援するため、0 歳児を対象とした乳児保育を行います。 | こども部 こども育成課 |

重点施策（４）経済的支援

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|--------------------------|---|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 幼稚園・保育所等保育料無料化・軽減等事業 | 少子化対策や育児条件の改善につなげるため、国の「幼児教育・保育の無償化」制度の実施に加え、第1子児童に係る保育料の無料化・軽減等を実施します。 | こども部 こども育成課 |
| 4.2 | | | ○ | 多子世帯保育料軽減事業 （認可外保育施設） | 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、18 歳未満の児童が2人以上いる世帯の第2子以降を対象に、認可外保育施設の保育料の一部を助成します。 | こども部 こども育成課 |

【対象事業】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|-------------|----|----|----|------------------|---|-----------------|
| 3.2 | | | ○ | こども医療助成事業 | 子どもの健康増進と保護者の負担軽減を図るため、出生から18歳までの医療費を助成します。 | こども部 こども支援課 |
| 1.3 10.2 | | | ○ | 児童発達支援利用者負担無料化事業 | 第1子が児童発達支援を利用している世帯の保護者を対象として、育児環境の改善を図るため、利用者負担額を補助します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 1.3 10.2 | | | ○ | 難聴児補聴器購入費等助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上を図ることができるよう、補聴器購入等費用の一部を助成します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|----------------|--|----------------|
| 4.2 | | | ○ | 認可保育所保育料軽減事業 | 認可保育所入所児童が3歳未満で、その世帯において18歳未満の第3子以降の場合に保育料を減額します。 | こども部 こども育成課 |
| 1.3 | | | ○ | 児童手当 | 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了前までの児童を養育している家庭に手当を支給します。 | こども部 こども支援課 |
| 3.4 | | | ○ | 出産育児一時金 | 国民健康保険被保険者が出産したとき、出産児1人につき420,000円支給します。 | 市民部 国民健康保険課 |
| 1.2 | | | ○ | 養育費についての啓発 | 母子家庭の母等から経済的・社会的自立を図るための相談に応じる際、養育費の取り決めや確保について助言を行います。 | こども部 こども支援課 |
| 1.2 | | | ○ | ひとり親家庭医療費助成事業 | 18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と健康福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。 | こども部 こども支援課 |
| 1.2 | | | ○ | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子または低利子で各種資金（修学、就学支度、修業等）の貸付を行います。 | こども部 こども支援課 |

【対象取組】

| SDGs | SC | 連携 | 貧困 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|------|----|----|----|---------------------|---|-----------------|
| 1.2 | | | ○ | 児童扶養手当 | ひとり親家庭の保護者や、親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給します。 | こども部 こども支援課 |
| 10.3 | | | ○ | 特別児童扶養手当 | 身体又は精神に中度又は重度の障がい を有する20歳未満の児童を監護して いる父もしくは母、又は父母にかわっ て児童を養育している方に対して手 当を支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.3 | | | ○ | 特別児童介護手当 | 身体又は知的に重度の障害を有する 児童を養育している方に対し、手 当を支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 10.3 | | | ○ | 障害児福祉手当 | 常時介護を必要とする20歳未満の 重度の心身障がい者に対し手当を 支給します。 | 保健福祉部 障がい福祉課 |
| 3.8 | | | ○ | 小児慢性特定疾病医療費 補助 | 小児慢性特定疾病治療及び特定不 妊治療の実施に伴う経済的負担の 軽減を図るため、治療に要する費 用の一部を助成します。また、手帳 を交付することにより、各関係者が 小児慢性特定疾病児の症状を正しく 理解し、適切な対応を行い、福祉の 増進を図ります。 | こども部 こども支援課 |
| 3.8 | | | ○ | 未熟児養育医療・育成 医療費補助 | 未熟児養育医療及び育成医療の実 施に伴う経済的負担の軽減を図る ため、治療に要する費用の一部を 助成します。 | こども部 こども支援課 |